

現況分析における顕著な変化についての説明書(教育)

法人名 京都大学

学部・研究科等名 法曹養成専攻

1. 分析項目名又は質の向上度の事例名

分析項目 : I 「教育の実施体制」

2. 上記1における顕著な変化の状況及びその理由

○顕著な変化のあった観点名 : 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

法曹養成専攻においては、教育内容や教育方法の改善に取り組むため、授業に関する学生アンケートを毎学期2回(年4回)実施しており、平成20・21年度にも同様に実施した。また、法科大学院修了者に対しても、新司法試験の受験の有無・合否、進路等のほか、法科大学院の教育内容についてアンケートを実施した。これらのアンケート結果や各教員の授業での経験に基づき、教務委員会及び教員懇談会での検討を経て、平成20、21年度には以下のような改善策を実施した。

(1) 法学未修者の教育をより一層充実させるための方策

- 平成20年度には、未修者教育検討ワーキング・グループを設置し、他法科大学院における未修者教育の状況を調査するとともに、未修者で本法科大学院を修了した者にインタビューを行うなど、本法科大学院における未修者教育に関する問題点を洗い出し、改善策について検討するとともに、1年次配当の基礎科目の担当者の連絡会議を開催して、教授方法や教材についての情報交換を行った。
- 平成20年度入学者からは、未修者がスムーズに履修を開始できるように支援するために、法科大学院入学試験の合格発表があった後、入学までの間に、基礎科目に関し、担当者が入学準備のための参考図書を選定し、その一覧表を入学予定者に送付することとした。
- 平成21年度からは、新たに担任委員会を組織し、委員会所属の教員が未修者のグループの担任となる制度を設けて、常時、学生が教員に学習相談等をしやすくする体制を整えた。また、助教及び院生の教育補助スタッフ(法科大学院出身の博士後期課程在学者から成る)の学習会への出席等を可能として、法学未修者が質問等をより容易にできるよう、教育支援体制を強化した。

(2) カリキュラム拡充の方策

- 平成19年度入学の未修者及び平成20年度入学の既修者から、成績評価について評点制度を導入し、より一層、学生の達成度に応じた公正・適正な成績評価が可能になるように基準を見直した。
- 基幹科目に関し、少人数教育を充実させるため、それまでの民事訴訟法総合1及び同2に加え、平成20年度から、民法総合1、商法総合1及び同2の各授業も4クラス制(各クラス50名程度)で実施することとした。また、平成20年度からは行政法分野の教育に関して公法総合1及び同2の内容を高度化し、平成21年度からは刑事実体法分野の基幹科目の単位数を2から4に増加させて内容を拡充した。
- 実務教育の充実を図るため、平成20年度から現職弁護士が担当する民事弁護実務演習のクラス数を9クラスに大幅に増加させ、次いで、21年度には22年度から11クラスに増加させることを決定した。また、平成17年4月から実施しているリーガル・クリニックについては、平成19年10月に学内に設立された弁護士法人「くすのき」の協力によって、事件の受付と対象事件の選択、法律相談後のフォロー等のバックアップ体制を強化し、教育の効果を高めている。
- 法理論面の教育の充実、指導的役割を果たす法曹の養成という観点からも将来の研究者の養成という観点からも重要であるところ、平成20年度にはリサーチペーパーの提出を認める科目を前年度より2科目増加させて20科目にした。また、平成21年度には、平成22年度に理論演習科目を更に増加させること及びリサーチペーパーの提出を認める科目を23科目にすることを決定した。

(3) 学生の自学自習伸長の方策

平成20年度から必修科目の学年末試験について、一定期間、問題・講評とともに、担当教員が選定した参考答案を閲覧に供している。